

○箱根町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、箱根町議会政務活動費の交付に関する条例(平成15年箱根町条例第21号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、会派結成(変更)届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第3条第2項の規定による届出は、会派解散届(第2号様式)によるものとする。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、毎年度4月15日まで(年度の途中において新たに議員となった者にあつては議員となった日から、年度の途中において会派を脱会し、若しくは除名され、又は会派が消滅した議員にあつては会派を脱会し、若しくは除名され、又は会派が消滅した日から、年度の途中において新たに結成された会派にあつては結成された日から、それぞれ15日以内)に政務活動費交付申請書(第3号様式)を、議長を経由して町長に提出しなければならない。

2 会派の代表者及び議員は、前項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から15日以内に政務活動費変更交付申請書(第4号様式)を、議長を経由して町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定により申請のあった各会派及び議員について、交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は議員に対し政務活動費(変更)交付決定通知書(第5号様式)により、議長を経由して通知するものとする。

(交付請求)

第5条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による政務活動費(変更)交付決定通知書を受けたときは、速やかに、当該決定に係る政務活動費交付請求書(第6号様式)により、議長を経由して町長に請求するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を整備し関係書類とともに、当該政務活動費に係る収支報告書及び領収書類の提出期限から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日規則第41号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第2号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

箱根町長 様

会 派 名

代表者名

㊟

会派結成（変更）届

箱根町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

項 目	新	旧
会派の名称及び代表者名		
結成・変更年月日		
経理責任者		
所属議員数及び議員氏名	名	名
届出事項	(1) 新規結成、(2) 代表者の変更、(3) 経理責任者の変更、(4) 所属議員の変更、(5) その他	

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

箱根町長 様

会 派 名

代表者名

㊟

会派解散届

箱根町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

箱根町長 様

会 派 名

代表者名

㊟

又は

議 員 名

㊟

政務活動費交付申請書

箱根町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請
します。

交付申請額

円

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

箱根町長 様

会 派 名

代表者名

㊟

又は

議 員 名

㊟

政務活動費変更交付申請書

箱根町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請
します。

1 変更内容

項 目	変更後	変更前
交 付 申 請 額	円	円

2 変更理由

3 変更年月日

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

会 派 名

代表者名 様

又は

議 員 名 様

箱根町長

㊟

政務活動費（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで（変更）交付申請のあった政務活動費の（変更）交付について、次のとおり決定したので、箱根町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

（変更）交付決定額

円

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

箱根町長 様

会 派 名

代表者名

㊟

又は

議 員 名

㊟

政務活動費交付請求書

年 月 日付けをもって（変更）交付決定のあった政務活動費について、箱根町議会
政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。

（変更）交付決定額	円
既に交付を受けた額	円
今回の交付請求額	円